

# 第1回岡山県耐火物製造業

## 最低賃金専門部会議事録

- |       |                                      |                             |  |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------|--|
| 1 日 時 | 令和7年9月16日（火）午後2時50分～                 |                             |  |
| 2 場 所 | 岡山市北区下石井1丁目4番1号<br>岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A |                             |  |
| 3 出席者 | 公益代表委員                               | 片 山 裕 之<br>國 光 類<br>柴 山 麻祐子 |  |
|       | 労働者代表委員                              | 浅 山 里 奈<br>足 岡 竜 也<br>今 井 輝 |  |
|       | 使用者代表委員                              | 高 木 聡<br>西 谷 治 朗            |  |
|       | 事務局 労働基準部長                           | 政 木 隆 一                     |  |
|       | 賃 金 室 長                              | 黒 田 和 美                     |  |
|       | 賃 金 指 導 官                            | 中 本 弘 一                     |  |
|       | 労災補償監察官                              | 木 村 弘 之                     |  |

## 4 議 事

中本指導官

ただ今から、第 1 回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはありませんでした。

今年度第 1 回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めます。

まず、定足数について報告いたします。

本日は使用者側委員の津田委員が御欠席ですが、ほかの委員 8 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である 3 分の 2 以上、又は公労使各委員の 3 分の 1 以上の出席の条件を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

- (1) 特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について
- (2) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (3) 資料説明について
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

でございます。

本日は令和 7 年度 1 回目の専門部会の開催となります。冒頭、政木労働基準部長より挨拶申し上げます。

政木部長

労働基準部長の政木でございます。

本日は本部会に御参集いただき、ありがとうございます。

御案内のとおり、先月岡山県最低賃金が過去最大の 65 円引き上げ、1,047 円で結審されました。年々最低賃金の引上げ額が大きくなってきており、それに合わせて特定最賃の議論も難しくなっているところです。

特定最賃は労使のイニシアティブにて決定するものですので、できる限り全会一致を目指して御議論いただければと思います。今後何度か御足労いただくことになろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

中本指導官

それでは賃金室長、よろしくお願いします。

黒田室長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法において公益委員の内から選出することとされております。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいております。私から発表させていただきます。

部会長は片山委員、部会長代理は國光委員です。御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

黒田室長

御了承いただき、ありがとうございます。

以降の議事につきましては、片山部会長にお願いいたします。

片山部会長

部会長を仰せつかりました片山でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、さっそく始めさせていただきます。

初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、改正決定の必要性の審議から専門部会で行うこととなりました。特賃の専門部会は、労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の皆様の御理解と御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

黒田室長

他部会の審議状況を報告させていただきます。

これまでに、鉄鋼業が必要性ありで結審をしております。それ以外の部会につきましては、これから開催となっております。以上です。

片山部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名するもの」とされておりますので、部会長である私と、労側は今井委員、使側は西谷委員にそれぞれお願いいたします。

次に、本日の大まかな予定を説明いたします。

まず、付議事項（２）につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。

続いて、付議事項「（３）本日配付の資料説明」についても事務局からお願いします。

その後に、付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。御発言は公労使の全体会議とし、労使それぞれ５分程度でお願いしたいと思います。御協力をよろしくお願いします。

では、付議事項「（２）岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いいたします。

黒田室長

それでは資料№.２を御確認ください。

今年度の７業種の改正決定につきましては、７月１１日の本審で改正決定の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料№.２－①がその際の諮問文となります。その後、８月４日の本審で、特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなりましたので、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加え、再度諮問を行いました。これが資料№.２－②の諮問文です。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第１１条に基づく３週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

御留意いただきたいことが２点ございます。

１点目は、必要性ありとする場合、改定する特賃の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金額 1,047 円を１円以上上回った金額とすることとなります。

２点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、６月１８日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。

なお、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第６条第５項を適用することで、本審を開催せず専門部会の決議を本審の決議とすることが

合意されています。

続きまして、資料No.9を御確認ください。こちらは、「令和6年度特貸審議経過及び結果一覧表」となっております。7業種全てが載っておりますので参考にしてください。以上です。

片山部会長

ただ今の事務局の説明について、委員の皆さん、何かございますか。

(特になし)

片山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うことといたします。

続きまして、付議事項「(3)資料の説明」について、事務局からお願いいたします。

黒田室長

資料No.3から説明させていただきます。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年9月4日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復が続けている」とあり、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している」、「設備投資は、非製造業を中心に増加している」、「住宅投資は、弱めの動きとなっている」、「公共投資は、緩やかに増加している」とあります。

2ページの生産については、「県内製造業の生産は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、輸送用機械の回復等から持ち直している」とされています。

続きまして、資料No.4を御覧ください。

こちらは令和7年7月29日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」としています。これは、前回4月と同様の判断です。

各項目の判断としては、本年4月と比較し「住宅建設」のみが上向き、「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」は横ばい、「企業収益」、「企業の景況感」、「輸出」は下向きの状況です。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場（しじょう）の変動等の影響に注意する必要がある。」とされています。

次ページの各論のうち、「■個人消費」は、「緩やかに回復しつつある」とあります。また、「■生産活動」は、「緩やかに持ち直しつつある」とあります。

3ページの「■雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつある」とされ、新規求人数が前年を上回り、有効求人倍率は緩やかに上昇しているとあります。

「■設備投資」では、「7年度は前年度を上回る見込み」とあり、また、「■企業の景況感」において、企業の景況判断BSIは「下降超に転じている」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通し」とあります。

次ページ以降、本報告の資料編となっております。また御確認をお願いいたします。

続きまして資料No.5です。こちらは、岡山県総合政策局が発表した、令和7年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。

生産指数は99.8と、2か月連続の低下とあります。

1ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」がありまして、3ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されており、一番下段に窯業・土石製品工業があります。

5ページ以降は、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」があります。速報値が、訂正された場合は、数値の前にアルファベット小文字の「r」が付されています。

次に資料No.6を御確認下さい。岡山労働局職業安定課が8月29日に発表した最新の「雇用情勢」です。

7月の岡山県内の有効求人倍率は1.4倍となり、前月と比べ0.03ポイント低下しています。

少しページをめくっていただきまして、10ページを御確認ください。

こちらに「産業別・規模別新規求人状況」が載っています。E製造業を見ますと、7月は、前年同月比-3.4%となっております。下段の(21)に窯業・土石製品が載っておりますが、こちらの7月の数値は+3.0%となっております。

資料No.3～資料No.6の説明は、以上です。

それでは、私から、最低賃金基礎調査結果について、説明いたします。

御説明いたします基礎調査の資料は、資料No.7となります。お手元の資料を御覧ください。

1 ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、耐火物製造業を対象としております。

調査事業所については、100 人未満の事業所を対象としております。30 人未満の事業所は全労働者を、30 人から 99 人の事業所は労働者の 2 分の 1 を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される 18 歳未満、65 歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和 7 年 6 月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の 1 か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は、21 社、集計調査労働者数は、341 人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は、796 人となっております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。

次の 2 ページを御覧ください。Ⅱ「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は、男性 0.0%、女性 2.8%、男女合計で 0.4%となっております。右側のカッコの中には、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、月平均賃金額 298,785 円、時間当たり平均賃金額 1,877 円、第 1・20 分位数 1,259 円、第 1・10 分位数 1,321 円、第 1・4 分位数 1,527 円、中位数 1,818 円となっており、カッコ内が前年度の数字となっております。

この分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3 ページ以降の総括表について説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

例えば、4 ページの一番上から3 番目にある「1,042 円」の階級を見ていただくと累積で「7 人」の労働者がおり、1 つ上の「1,041 円」の階級を見ていただくと累積で「5 人」の労働者がおりますので、結局、「1,042 円」の階級には「2 人」が属しているということが読み取れるということになります。

3～8 ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、9～14 ページには男女別・年齢別に区分した集計となっています。

賃金階級につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い「1,016 円」からプラス 110 円の「1,126 円」までが 1 円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっております。

続きまして、15 ページを御覧ください。

このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を 10 円と 100 円刻みにしてグラフ化したものです。

次に 17 ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、50 円引き上げて「1,076 円」とすると、2.26%の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料No.8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 26 年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和 6 年度の耐火物製造業の特定最賃は 1,026 円で 104.5%となっております。

また、その次のページの表は、耐火物製造業特定最賃と県最賃の引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっています。

資料の説明は以上となります。

片山部会長

ありがとうございました。

ただ今の資料説明につきまして、何か御質問等はございませんか。



(特になし)

片山部会長

では、ただ今から労使の打合せをお願いしたいと思います。時間としては 15 分ぐらいをお願いしたいと思います。再開は 15 時 30 分からとさせていただきます。

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、控室へ移動をお願いします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

片山部会長

全体会議を再開します。

付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無の審議」に入ることにします。

まず、労使各側から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ 5 分程度での発言に御協力いただくようお願いします。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後使用者側委員をお願いします。

それでは、労働者側の代表の方、お願いします。

労働者側委員

労側として結論から申しますと、必要性ありと考えております。

まずは、ここ数年のベースアップ、賃金の上昇、これについては、国はもとより、使用者側、経営陣の方にも頑張っていたれているのは毎年述べているとおりです。国を挙げての賃上げムードというものが単年で終わらず、来年、再来年と今後も続いていくことが簡単に予想できるころだと思います。

一方で、最低賃金 1,500 円という声も数年前から聞こえてきておりますし、耐火物製造の現場は、粉塵がある危険な場所であることを考えると、県最賃を上回る金額を提示して特異性を持たせるという考え方に変わりはありません。

先ほど話がありましたが、改定の必要性ありとするならば 1,047 円を上回る金額改定が必要であるということです。今期も労使でこの業界の未来について考えながら、今後どうしていくのかを含めてしっかり議論していきたいと考えています。そのため、必要性ありという結論に達しました。以上です。

片山部会長

ありがとうございます。補足はありませんか。

(特になし)

片山部会長

では、続いて使側からお願いします。

使用者側委員

それでは、使用者側から説明させていただきます。

耐火物業界の主な需要先の鉄鋼業界につきましては、2024年度の国内粗鋼生産量が、前年比約3.4%減の8,400万トンであり、3年連続の減少となっています。

耐火物業界は粗鋼生産量に影響を受け、2024年の国内粗鋼生産量が前年比7%の79.4万トン減少しています。今年度の1・四半期につきましては、鉄鋼業界、国内粗鋼生産量が前年同期比の5.1%減の2,015万トンで、4期連続で2,100万トンを下回っています。

耐火物の本年度の第1・四半期の国内生産量は19万6000トンで、前年同期比8%減、前年に対しましては20万4000トンから8%の減少となっています。

こういう形で、耐火物業界を取り巻く環境というのは、ますます厳しくなっています。

ただ、労働力の確保の観点からいきますと、改定の必要性はありというふうに考えています。

ただ、内容につきましては、毎年申し上げているのですが、慎重な審議をお願いしたいというふうに考えています。

使側としては以上です。

使用者側委員

今日お休みの委員からも資料を預かっておりまして、今、委員がおっしゃった内容と方向性は一緒です。

将来展望は厳しいということです。この地賃がこれだけ上がると、特に零細企業、小規模事業者のダメージは大きいわけです。特定最低賃金ということになれば、更に、より一層厳しくなるのですが、今、委員からもあったように、やはり人材確保というのは、これは労使共通の認識だと思いますので、必要性ありで一致すれば、慎重に金額審議に臨みたいと思っております。以上です。

片山部会長

ありがとうございます。

金額審議は慎重に行いたいとお話がありましたが、結論としましては使側の方も必要性ありということによろしいでしょうか。

使用者側委員

はい。

片山部会長                    それでは、労使の御意見が必要性ありで一致しているということ  
とよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長                    それでは、双方から必要性ありとのお話をいただきましたの  
で、この結論を会長あて報告したいと思います。  
事務局で報告文（案）の準備をしてください。

(事務局、報告文（案）を各委員に配付)

片山部会長                    では、事務局で報告文（案）を読み上げてください。

黒田室長                      それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

(報告文（案）読み上げ)

片山部会長                    (案) のとおりでよろしいでしょうか。

(特になし)

片山部会長                    本年8月4日の第514回審議会において、「全会一致の場合は、  
最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされてお  
りますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。  
では、事務局で答申文（案）を用意してください。

(事務局、答申文（案）を各委員に配付)

片山部会長                    では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

黒田室長                      それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

(答申文（案）読み上げ)

片山部会長                    (案) のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長                    では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申すること

といたします。

番号は岡賃審第 38 号です。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)  
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)

黒田室長 答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働基準部長より御挨拶申し上げます。

政木部長 本日は御審議をいただきましてありがとうございました。  
次回から金額審議に入りますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

片山部会長 お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただき、本日答申することができました。  
本日の審議はここまでとし、次回、金額審議については労使より金額提示をいただきたいと思います。  
次に、付議事項「(5) 今後の審議日程」について事務局から説明をお願いいたします。

黒田室長 先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては、公示期間を3週間として、10月7日火曜日までとなります。  
今後の審議日程につきましては、第2回目、予備日としてお知らせしておりました9月18日木曜日の専門部会は中止とさせていただきます。今後の金額審議の日程につきましては10月20日月曜日15時30分からを予定しております。委員の皆様には改めて通知させていただきます。次回の専門部会は最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会となります。以上です。

片山部会長 ただ今の日程の説明について、何か質問等はありませんか。  
  
(特になし)

片山部会長 次に付議事項「(6) その他」ですが、事務局から何かございますか。

黒田室長

1点確認をさせていただきます。本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますので、議事録を作成しましてこれを公開させていただきます。今年度は第2回以降の専門部会につきましても、公労使三者が揃う全体会議は公開とすることとなりますので、第1回目と同様に議事録を作成し、公開することになります。よろしくお願いします。

(同意する声)

片山部会長

議事録の取扱いについてはそのようにお願いいたします。  
委員の皆さんほかに何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

それでは、これをもちまして第1回岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変お疲れ様でした。